

○九州女子短期大学学則

昭和45年学園規則第1号

施行：昭和45年4月1日

最終改正：令和5年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く深い知識と教養を授けると共に、職業教育に重点を置く高等教育を施し、良識と技能をそなえた心身共に健全な女性の育成を目的とする。

(自己評価)

第2条 本学は、その教育水準の向上を図り、本学の設置目的並びに社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価を行うに必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

(学是)

第3条 本学の建学の精神は、自らの良心に従い事に処し善を行うことである。この学是「自律処行」は、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成することを目的とする。

(本学の人材養成及び教育研究上の目的)

第3条の2 本学は、学是「自律処行」の理念に立脚し、乳幼児期から青年期に至る子どもの成長・発達の科学的理解及びその科学的理解に基づく心身の健やかな成長・発達を支援する専門的知識・技能について学び、確かな子ども理解と健康観に支えられた発達と健康維持・増進を支援する実践的力量を修得させることを目的とする。

(子ども健康学科の人材養成及び教育研究上の目的)

第3条の3 子ども健康学科は、他者との協調性、自己理解力、的確な判断力を培い、自主・自立の人材を養成する。また、子どもの心身の健やかな成長・発達について深い知識と高い技能を有し、子どもの成長・発達と健康の維持増進を支援する実践的力量をもった人材の養成を目的とする。

(学科、入学定員及び収容定員)

第4条 本学に設置する学科、入学定員及びその収容定員は、次のとおりとする。

学 科 名	入 学 定 員	収 容 定 員
子 ども 健 康 学 科	150名	300名

(養成課程人数)

第4条の2 前条に定める入学定員のうち、養成課程の人数は、次のとおりとする。

幼稚園教諭養成課程 80名

養護教諭養成課程 70名

(事務組織)

第5条 本学に事務局、教務部、学生部及び入試広報部を置く。

2 事務局、教務部、学生部及び入試広報部の組織については、別に定める。

(附属施設)

第6条 本学に、次の附属施設を置く。

(1) 九州女子短期大学附属図書館

(2) 九州女子短期大学学術情報センター

(3) 九州女子短期大学地域教育実践研究センター

2 附属施設に関する事項は、別に定める。

第3章 教職員組織

(教職員)

第7条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

第4章 教授会

(教授会)

第8条 本学に教授会を置く。

2 本学における教授会とは、教育運営委員会、教員人事計画委員会及び入学試験委員会をいう。

3 前項の委員会に関する事項は、別に定める。

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

第5章 学年・学期及び休業

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が特に必要と認めた場合は、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第14条 学年中の定期休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 春期休業 4月1日から4月3日まで

(3) 夏期休業 7月22日から9月22日まで

(4) 冬期休業 12月24日から翌年1月7日まで

ただし、休業日でも実習を課し、又は特別講義を聴講させることがある。

2 学長が特に必要と認めた場合は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第15条 修業年限は2年とする。

(在学期間)

第16条 在学期間は、4年を超えることができない。ただし、第21条及び第22条の規定により入学した学生は、第24条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、原則として学期の初めとする。

(入学の資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

(1) 高等学校卒業者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育における12年以上の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
(入学者の選考)

第19条 本学の入学志願者に対して選抜試験を行う。

- 2 入学志願者は、入学志願書等必要書類に入学検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

(入学の許可等)

第20条 選抜試験に合格した者は、所定の学納金を納め、保証人連署の誓約書その他所定の書類を提出しなければならない。

- 2 前項の手続きが終了した者に学長は、入学を許可する。

(転入学)

第21条 他の短期大学等より、本学に転入学を希望する者については、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

(再入学)

第22条 第37条の規定により退学した者が再入学を願い出たときは、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

- 2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転科)

第23条 削除

(転入学者及び再入学者の単位及び在学年数の認定)

第24条 第21条又は第22条の規定により、転入学又は再入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長がこれを定める。

第8章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第25条 授業科目を教養教育科目及び専門教育科目に分けて開設する。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表1及び別表2のとおりとする。

第26条 削除

(授業期間)

第27条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め年35週にわたることを原則とし各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の計算)

第28条 1単位は、授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して授業方法に応じて次のとおり単位数を定める。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第29条 授業科目は各年次に配当する。学生は、原則として各年次に配当された授業科目を履修するものとする。

2 学生は、履修しようとする授業科目を毎学期始めの指定の期日までに履修届を提出しなければならない。

(単位の認定)

第30条 各授業科目の単位の認定は、試験又はこれに代わるべきものによるものとし合格した者に対して所定の単位を与える。

2 前項の試験等の成績の評価は、秀・優・良・可・不可とし、秀・優・良・可を合格とする。

第31条 削除

(他の短期大学又は大学の授業科目の履修)

第32条 学生が他の短期大学又は大学の授業科目を履修することが教育上有益と認められるときは、学長は許可することができる。

2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目の単位等については30単位を超えない範囲で本学において履修したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学等の教育施設に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第33条 学生が短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を受けることが教育上有益と認められるときは、学長は許可することができる。

2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目及びその単位数は、前条第2項及び第3項により修得した単位数と合わせて30単位を超えない範囲で本学において履修したものとみなすことができる。

3 第1項の規定により許可を受けて短期大学又は大学以外の教育施設等で履修した期間は、第15条に定める修業年限に含めるものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 学生が本学に入学する前に短期大学又は大学等において履修した授業科目の修得単位を教育上有益と認められるときは、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、第32条第2項及び前条第2項により本学において履修したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第32条第3項により本学において履修したものとみなす単位数と合わせるときは45単位を超えないものとする。

(教育職員の免許状取得)

第35条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位数を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科 名	養成課程名	免許状の種類
子ども健康学科	幼稚園教諭養成課程	幼稚園教諭二種免許状
	養護教諭養成課程	養護教諭二種免許状

3 前項に定めるもののほか、授業科目及び単位数の修得方法については別に定める。

4 幼稚園教諭養成課程に在籍する者は、原則として幼稚園教諭二種免許状を取得しなければならない。

(保育士の資格取得)

第35条の2 子ども健康学科において、保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定める単位数を修得しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、授業科目及び単位数の修得方法については別に定める。
(保育士の養成人数)

第35条の3 前条に定める保育士養成人数は150名とする。

第36条 削除

第9章 退学・休学・復学・転学・除籍及び留学

(退学)

第37条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者が退学を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、退学を許可することができる。

- 2 退学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第38条 疾病その他やむを得ない理由により3か月以上修学することができない者が休学を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、休学を許可することができる。

- 2 休学に関し必要な事項は、別に定める。

(復学)

第39条 前条の規定により休学した者が復学を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、復学を許可することができる。

- 2 復学に関し必要な事項は、別に定める。

(転学)

第40条 他の大学に転学しようとする者が受験を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、受験を許可することができる。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 授業料その他の学納金の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (2) 第16条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 休学期間が通算して2年を超えた者
- (4) 長期にわたる行方不明者
- (5) その他、除籍に相当すると認められる者

- 2 除籍に関し必要な事項は、別に定める。

(復籍)

第41条の2 前条第1項第1号の規定により除籍された者が復籍を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、復籍を許可することができる。

2 復籍に関し必要な事項は、別に定める。

(留学)

第42条 外国の短期大学又は大学に留学しようとする者が、留学を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、留学を許可することができる。

2 留学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長は1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。

第10章 卒業及び学位

(卒業)

第43条 卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

教養教育科目 10単位以上

専門教育科目 24単位以上

上記の単位を含み合計62単位以上を修得する。

2 学長は、本学に2年（第21条又は第22条の規定により入学した者については、第24条により定められた在学すべき年数）以上在学し、前項規定の所定の単位数を修得した者に対し、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、卒業を認定し卒業証書を授与する。

(学位)

第44条 卒業した者は、次の区分により学位を授与する。

子ども健康学科 短期大学士（教育学）

第11章 賞 罰

(表彰)

第45条 次の各号の一に該当する者には、学長が表彰し、賞品を授与することができる。

- (1) 学力特に優秀な者
- (2) 品性高潔で全学生の模範になる者
- (3) 学友会活動等においてその努力が特に顕著な者

(罰則)

第46条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が教育運営委員会の意見を聴いて懲戒する。

- 2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 犯罪行為及びその他の違法行為
 - (2) ハラスメント等人権を侵害する行為

- (3) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
 - (4) 情報倫理に反する行為
 - (5) 学則その他本学の諸規則等に違反する行為
 - (6) その他学生としての本分に反する行為
- 4 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 厚生施設

(学生寮)

第47条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する事項は、別に定める。

(厚生施設)

第48条 本学に厚生及び保健に関する施設を置く。

第13章 奨学制度

(奨学生)

第49条 学業及び技能が特に優秀な学生に対しては、理事長の決定により学納金を減免することができる。

(貸費生)

第50条 学生の中で品行方正学力優秀にして修学中学費支弁の途を失った者について、理事長は貸費生として学費を貸与することがある。

第14章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、委託生、外国人留学生、帰国生徒及び社会人特別入学生

(科目等履修生)

第51条 本学の学生以外で1又は複数の授業科目の履修を希望する者（以下「科目等履修生」という。）に対しては、学長が履修を許可することができる。

- 2 前項により許可された者に対しては、単位を与えることができる。単位の授与については、第30条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生は、別表に定める登録料、履修料等を所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 科目等履修生に関するその他の事項は、別に定める。

(聴講生)

第52条 第18条に該当する者で本学の特定の授業科目について聴講を希望する者については、聴講生として学長がこれを許可することがある。

- 2 聴講を許可された者は、第59条に規定する登録料、聴講料を所定の期日までに納入しなければならない。

(特別聴講学生)

第53条 学長は、他の短期大学及び大学又は外国の大学との協議に基づき、その短期大学及び大学の学生が特別聴講学生として本学の授業科目を履修することを認めることができる。

この場合において、やむを得ない事由により当該大学と事前に協議を行うことが困難な場合には、当該協議は事後において行うことができる。

2 特別聴講学生の登録料及び履修料は、科目等履修生に関する規定を準用する。

(研究生)

第54条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者に対しては、本学の教育研究に支障のない限り、研究生として学長は許可することができる。

2 研究生としての資格は、短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生の研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究生に関するその他の事項は、別に定める。

(委託生)

第55条 本学の特定の授業科目を学習するための公の機関又は団体からの委託生について、学長は許可することができる。

2 委託生の授業科目の履修その他については、聴講生に関する規定を準用する。

(外国人留学生及び帰国生徒)

第56条 外国人留学生及び帰国生徒の入学志願者に対しては、特別の選考により学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

(社会人特別入学生)

第57条 第18条に定める本学入学資格を有し、4年以上の社会人経験がある者が、社会人特別入学を志願する場合、特別の選考により学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

第15章 入学検定料、入学金及び授業料その他の学納金

(入学検定料、入学金及び授業料その他の学納金)

第58条 入学検定料、入学金及び授業料その他の学納金（以下「学納金」という。）は、別表13のとおりとする。

2 教職課程費、実験実習費等の納付金は、別に定める。

3 学納金は、毎年4月・9月の2期に指定された期日までに納付しなければならない

い。

- 4 学納金は、欠席又は停学中であってもこれを減免しない。
- 5 研究生の学納金は、別に定める九州女子短期大学研究生規程（平成4年学園規程第6号）により納付するものとする。
- 6 休学を許可された者の学納金のうち、授業料については全額を免除する。ただし、学期の途中で休学を許可された者は、その期の授業料は納付しなければならない。
- 7 学期の途中で退学を許可された者は、その期の学納金を納付しなければならない。
- 8 第42条の規定による留学を許可された者の留学期間中の学納金は、次期納付期以降の授業料の半額を免除する。
- 9 既に納付した入学検定料及び入学金は返還しない。
- 10 社会情勢により物価変動のある場合は、入学検定料、入学金及び学納金を変更又は増減することがある。

（登録料、聴講料及び履修料）

第59条 科目等履修生及び聴講生の登録料、聴講料、履修料及び実習費は、別表14のとおりとする。

第16章 専攻科

（設置）

第60条 本学に専攻科を置く。

（専攻科の特則）

第61条 専攻科の特則については、前章までに定めるもののほか、本章で定める。

（目的）

第62条 専攻科は、本学若しくは他の短期大学を卒業した者又はそれと同等以上の学力のある者に対して、一層高度な知識を授けるとともに、自発的な研究の能力及び態度を養い、社会の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。

（子ども健康学専攻の人材養成及び教育研究上の目的）

第62条の2 子ども健康学専攻は、人間の発達段階における諸問題、特に健康支援についての専門的知識と技能を身につけ、地域社会に貢献できる専門的職業人の育成並びに実践力のあるリーダーシップを発揮できる人材の育成を目的とする。

（専攻及び定員）

第63条 専攻科に置く専攻の名称及び学生定員は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
子ども健康学専攻	20名	40名

(修業年限)

第64条 専攻科の修業年限は2年とする。

(在学期間)

第65条 在学期間は4年を超えることができない。

(入学資格)

第66条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

(1) 短期大学を卒業した者又はそれと同等以上の学力があると認められた者

(2) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

(休学)

第67条 専攻科における休学の期間は通算して2年を超えることができない。

(授業科目及び単位)

第68条 専攻科の授業科目の種類及び単位数は、別表9のとおりとする。

(他の短期大学又は大学の授業科目の履修)

第69条 第32条第1項の規定により許可を受けて履修した授業科目の単位数については、10単位を超えない範囲で教授会の議を経て、これを本専攻科において履修したものとみなすことができる。

(修了要件)

第70条 専攻科の各専攻を修了するために必要な単位数は、次のとおりとする。

専攻名	修了に必要な単位数
子ども健康学専攻	62単位以上

2 学長は、専攻科に2年以上在学し、前項に規定する所定の単位数を修得した者に対し、修了証書を授与する。

(社会人特別入学生)

第71条 第66条に定める入学資格を有し、4年以上の社会人経験がある者が、社会人特別入学を志願する場合、特別の選考により、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

(委任)

第72条 専攻科の履修に関する細則については、別に定める。

第17章 公開講座

(公開講座)

第73条 社会人の教養を高め、地域文化の向上に貢献するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座は、随時開設する。

附 則

本学則は、昭和45年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和46年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和47年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和48年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和48年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和49年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和50年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和51年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和52年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和53年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和54年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和55年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和56年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和57年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和58年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和60年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月から施行する。

附 則

本学則は、昭和63年6月16日から施行する。

附 則

本学則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成元年4月21日から施行する。ただし、改正後の学則別表授業料その他学納金の額は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成元年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第24条の学納金の規定にかかわらず次のとおりとする。

科 名	授 業 料	施 設 設 備 資 金	合 計
家 政 専 攻	438,000円	103,000円	541,000円
食 物 栄 養 専 攻	444,000円	103,000円	547,000円
養 護 教 育 科	438,000円	103,000円	541,000円
体 育 科	449,000円	103,000円	552,000円
英 文 科	454,000円	103,000円	557,000円
初 等 教 育 科	440,000円	113,000円	553,000円
音 楽 科	487,000円	113,000円	600,000円

附 則

本学則は、平成元年8月1日から施行する。

第13条の別表

入学検定料 1回につき 22,000円

第24条の別表

科 名	入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 資 金	合 計
家 政 専 攻	180,000円	468,000円	103,000円	751,000円
食 物 栄 養 専 攻	180,000円	478,000円	103,000円	761,000円
養 護 教 育 科	180,000円	478,000円	103,000円	761,000円

体 育 科	190,000円	478,000円	103,000円	771,000円
英 文 科	180,000円	478,000円	103,000円	761,000円
初 等 教 育 科	180,000円	480,000円	113,300円	773,300円
音 楽 科	200,000円	550,000円	123,600円	873,000円

聴講生登録料 50,000円

聴講料 1単位 15,000円

附 則

- 1 本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成2年度以後の入学者から適用し平成元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 2 平成2年3月31日に在学するもので同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金は、改正後の学則第24条の学納金の規定にかかわらずなお従前のおりとする。

科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
家 政 専 攻	180,000円	490,000円	103,000円	773,000円
食物栄養専攻	180,000円	500,000円	103,000円	783,000円
養 護 教 育 科	180,000円	500,000円	103,000円	783,000円
体 育 科	190,000円	500,000円	103,000円	793,000円
英 文 科	180,000円	500,000円	103,000円	783,000円
初 等 教 育 科	180,000円	500,000円	113,300円	793,300円
音 楽 科	200,000円	600,000円	123,600円	923,600円

聴講生登録料 50,000円

聴講料 1単位 15,000円

附 則

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 平成3年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の規定にかかわらずなお従前の例による。

第13条の別表

入学検定料 1回につき 24,000円

第24条の別表

科名	入学金	授業料	施設設備資金	合計
家政専攻	180,000円	505,000円	103,000円	788,000円
食物栄養専攻	180,000円	520,000円	103,000円	803,000円
養護教育科	180,000円	515,000円	103,000円	798,000円
体育科	190,000円	520,000円	103,000円	813,000円
英文科	180,000円	515,000円	103,000円	798,000円
初等教育科	180,000円	515,000円	113,300円	808,300円
音楽科	200,000円	620,000円	123,600円	943,600円

聴講生登録料	50,000円
聴講料	1単位 15,000円

附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定にかかわらず平成4年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学 科 専 攻 名	入 学 定 員	
家 政 科	家 政 専 攻	50名
	食 物 栄 養 専 攻	100名
養 護 教 育 科	100名	
体 育 科	100名	
英 文 科	100名	
初 等 教 育 科	100名	
音 楽 科	70名	

第16条別表 入学検定料 1回につき 24,000円

附 則

- この学則は、平成4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 平成4年3月31日に在学するもので同年4月1日以後在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第52条の学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ただし、施設整備資金については、改正後の規定の額とする。

第52条別表

科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
家 政 専 攻	180,000円	555,000円	100,000円	835,000円
食 物 栄 養 専 攻	180,000円	570,000円	100,000円	850,000円
養 護 教 育 科	180,000円	565,000円	100,000円	845,000円
体 育 科	190,000円	570,000円	100,000円	860,000円
英 文 科	180,000円	565,000円	100,000円	845,000円
初 等 教 育 科	180,000円	565,000円	110,000円	855,000円
音 楽 科	200,000円	670,000円	120,000円	990,000円

科目等履修生登録料	50,000円
科目等履修料	1単位 15,000円

附 則

- この学則は、平成5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 平成5年3月31日に在学するもので同年4月1日以後在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第52条の学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
家 政 専 攻	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円
食 物 栄 養 専 攻	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円
養 護 教 育 科	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円
体 育 科	190,000円	630,000円	150,000円	970,000円
英 文 科	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円
初 等 教 育 科	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円
音 楽 科	200,000円	700,000円	200,000円	1,100,000円

科目等履修生登録料 50,000円

科目等履修料 15,000円

附 則

- この学則は、平成6年4月1日から施行し、平成5年度入学生及び平成6年度入

学生から適用する。

(経過措置)

- 2 平成6年3月31日に在学するもので同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第52条の学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第52条の別表

科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
家 政 専 攻	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円
食 物 栄 養 専 攻	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円
養 護 教 育 科	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円
体 育 科	190,000円	642,000円	153,000円	985,000円
英 文 科	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円
初 等 教 育 科	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円
音 楽 科	200,000円	714,000円	204,000円	1,118,000円

科目等履修生登録料	50,000円
科目等履修料1単位	15,000円

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 学則改正前に入学した学生は、第22条及び第40条については従前の例による。ただし、第22条の規定を適用して履修した者は、従前の規定に読み替えて履修したものとみなす。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

第16条の別表

入学検定料 1回につき 26,000円

附 則

この学則は、平成6年4月1日から適用する。

第59条の別表

科目等履修生	登 録 料	20,000円
--------	-------	---------

	履修料	1単位 10,000円
聴講生	登録料	10,000円
	聴講料	1単位 5,000円
	実習費	1単位 5,000円

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

第19条の別表

入学検定料 1回につき 26,000円

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

第58条の別表

科名	入学金	授業料	施設設備資金	合計
家政専攻	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
食物栄養専攻	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
養護教育科	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
体育科	190,000円	648,000円	155,000円	993,000円
英文科	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
初等教育科	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
音楽科	200,000円	721,000円	206,000円	1,127,000円

附 則

- この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 九州女子大学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。

附 則

この学則は、平成7年5月25日から施行する。

附 則

- この学則は、平成7年11月29日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」については、平成8年4月1日以

降に在学する者から適用する。

第58条別表

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計	
家政科	家 政 専 攻	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円
	食物栄養専攻	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円
養 護 教 育 科	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円	
体 育 科	190,000円	654,000円	157,000円	1,001,000円	
英 文 科	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円	
初 等 教 育 科	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円	
音 楽 科	200,000円	728,000円	208,000円	1,136,000円	

九州女子大学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年7月25日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成8年10月31日から施行する。
- 改正後の「授業料その他の学納金」については、平成9年度入学者から適用する。
(経過措置)
- 平成8年度以前の入学者は、改正後の本表「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第58条別表

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計	
家政科	家 政 専 攻	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
	食物栄養専攻	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
養 護 教 育 科	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円	
体 育 科	190,000円	654,000円	187,000円	1,031,000円	
英 文 科	180,000円	644,000円	187,000円	1,011,000円	

初 等 教 育 科	180,000円	644,000円	187,000円	1,011,000円
音 楽 科	200,000円	728,000円	258,000円	1,186,000円

九州女子大学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

第59条別表

科 目 等 履 修 生	登 録 料	20,000円
	履 修 料 1 単 位	10,000円
聴 講 生	登 録 料	10,000円
	聴 講 料 1 単 位	5,000円
	実 験 実 習 費 1 単 位	5,000円

- 1 本学専攻科の学生が、科目等履修生になった場合は、登録料及び履修料は免除する。ただし、教職専門科目の履修料及び社会教育主事課程費は徴収する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

科・専攻		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		入学定員	収容定員								
家政科	家政専攻	50	100	50	100	50	100	50	100	50	100
	食物栄養専攻	100	200	100	200	100	200	100	200	100	200
養護教育科		100	200	100	200	100	200	100	200	100	200
体育科		100	200	100	200	100	200	100	200	100	200
英文科		91	191	82	173	73	155	64	137	55	119
初等教育科		100	200	100	200	100	200	100	200	100	200
音楽科		67	137	64	131	61	125	58	119	55	113

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月26日から施行し、平成12年3月10日から適用する。
- 2 改正後の「授業料その他の学納金」については、平成9年度入学者から適用する。
(経過措置)
- 3 平成8年度以前の入学者は、改正後の本表「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第59条別表

学 科 名		入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 資 金	合 計
家 政 科	家 政 専 攻	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
	食 物 栄 養 専 攻	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
養 護 教 育 科		180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
体 育 科		190,000円	654,000円	187,000円	1,031,000円
英 文 科		180,000円	644,000円	187,000円	1,011,000円
初 等 教 育 科		180,000円	644,000円	187,000円	1,011,000円
音 楽 科		200,000円	728,000円	258,000円	1,186,000円

- 1 九州女子大学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金の差額を納付するものとする。
- 2 第58条の規定により社会人特別入学を許可された者の入学金については、全額免除とし、授業料及び施設設備資金については、本表金額の3分の1の額とする。

第60条別表

科 目 等 履 修 生	登 録 料	20,000円
	履 修 料 1 単 位	10,000円
聴 講 生	登 録 料	10,000円
	聴 講 料 1 単 位	5,000円
	実 験 実 習 費 1 単 位	5,000円

- 1 本学専攻科の学生が、科目等履修生になった場合は、登録料及び履修料は免除する。ただし、教職専門科目の履修料及び社会教育主事課程費は徴収する。

附 則

この学則は、平成12年4月26日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度まで学則に記載の家政科、英文科及び専攻科英文学専攻は、改正後の学則第3条及び第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該科に在学する者が当該科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

なお、平成12年度以前の入学者は、第23条の転科、第25条の授業科目、第35条の教育職員の免許状の取得、第43条の卒業及び栄養士の免許証取得については、従前の例によるものとする。

- 2 改正後の第58条第1項及び第2項の学納金等については、平成13年度入学者から適用する。

なお、平成12年度以前の入学者は、改正後の第58条第1項及び第2項の規定にかかわらず、従前の例によるものとする。

第58条別表

科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
養 護 教 育 科	210,000円	644,000円	240,000円	1,094,000円
体 育 科	220,000円	654,000円	220,000円	1,094,000円
初 等 教 育 科	210,000円	644,000円	205,000円	1,059,000円
音 楽 科	230,000円	728,000円	258,000円	1,216,000円

- (1) 九州女子大学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金の差額を納付するものとする。

- (2) 第57条の規定により社会人特別入学を許可された者の入学金については、全額免除とし、授業料及び施設設備資金については、本表金額の3分の1の額とする。

第59条別表

科 目 等 履 修 生	登録料	20,000円
	履修料1単位	10,000円
聴 講 生	登録料	10,000円
	聴講料1単位	5,000円
	実験実習費1単位	5,000円

- (1) 本学専攻科の学生が、科目等履修生になった場合は、登録料及び履修料は免除する。ただし、教職専門科目の履修料及び社会教育主事課程費は徴収する。

附 則

この学則は、平成13年4月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成13年6月27日から施行する。

第58条別表

科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
養 護 教 育 科	210,000円	644,000円	240,000円	1,094,000円
体 育 科	220,000円	654,000円	220,000円	1,094,000円
初 等 教 育 科	210,000円	644,000円	205,000円	1,059,000円
音 楽 科	230,000円	728,000円	258,000円	1,216,000円

入学検定料は、1回につき30,000円

- 九州女子大学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。
- 第57条の規定により社会人特別入学を許可された者の入学金については、全額免除とし、授業料及び施設設備資金については、本表金額の3分の1の額とする。

附 則

この学則は、平成13年11月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年11月11日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年5月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年12月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年11月29日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年6月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第58条第1項及び第2項の学納金については、平成23年度入学者から適用する。

(学科の存続に関する経過措置)

- 2 平成22年度まで学則に記載の養護教育科及び初等教育科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続する。

(授業科目等に関する経過措置)

- 3 平成22年度以前の入学者は、第25条の授業科目、第35条の教育職員の免許状取得、第35条の2の保育士の資格取得、第43条の卒業及び第44条の学位、旧学則に定める

第23条の転科及び第26条の授業科目については、なお従前の例による。

(学納金に関する経過措置)

- 4 平成22年度以前の入学生の学納金は、改正後の第58条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(授業科目等に関する経過措置)

- 2 改正後の学則第25条第2項の規定は、平成23年度入学者から適用し、同年度前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表13の規定は、平成21年度入学者から適用し、同年度前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(学納金に関する経過措置)

- 2 学則第58条第1項の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、従前の例による。

(専攻科の存続に関する経過措置)

- 3 改正前の学則第63条に規定する養護教育学専攻は、当該専攻科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続する。

(授業科目等に関する経過措置)

- 4 学則第68条の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(授業科目及び単位の認定に関する経過措置)

- 2 学則第25条及び第30条の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、

従前の例による。

(再入学等に関する経過措置)

- 3 学則第16条、第22条、第32条、第37条、第38条、第39条、第41条、第41条の2及び第42条の規定にかかわらず、平成23年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(授業科目に関する経過措置)

- 2 第25条の規定にかかわらず、平成25年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第25条及び第43条第1項の規定にかかわらず、平成26年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

(授業科目に関する経過措置)

- 2 第25条及び第68条の規定にかかわらず、平成27年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

(授業科目に関する経過措置)

- 2 第25条の規定にかかわらず、平成27年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
(授業科目に関する経過措置)
- 2 第25条の規定にかかわらず、平成28年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
(授業科目に関する経過措置)
- 2 第25条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年7月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
(授業科目に関する経過措置)
- 2 第25条の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
(授業科目に関する経過措置)
- 2 第25条の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

授 業 科 目 (○印は必修)

別表1 (第25条関係)

子ども健康学科教養教育科目 (10単位以上)

第1群：人文・社会科目

○文章力をつける(2)、日本国憲法(2)、同和教育(2)、異文化交流(2)

第2群：健康科目

○生涯スポーツ(1)、○健康の科学(2)

第3群：外国語・情報科目

英語Ⅰ(1)、英語Ⅱ(1)、○情報処理Ⅰ(2)、情報処理Ⅱ(2)

第4群：キャリア支援科目

○キャリアデザインⅠ(1)、○キャリアデザインⅡ(1)、インターンシップ・プログラムⅠ(1)、インターンシップ・プログラムⅡ(1)

別表2 (第25条関係)

子ども健康学科専門教育科目 (24単位以上)

基礎科目

児童福祉Ⅰ(2)、発達心理学(2)、乳児保育論(2)、保育原理Ⅰ(2)、社会福祉原論(2)、子ども保健学Ⅰ(2)、救急処置(2)、看護学Ⅰ(2)、子ども健康学演習(2)

基幹科目 (発達支援領域)

保育者論(2)、保育原理Ⅱ(2)、教育課程・保育計画総論(2)、家庭支援の心理学(2)、保育内容総論(2)、保育内容指導法(健康)(2)、保育内容指導法(人間関係)(2)、保育内容指導法(環境)(2)、保育内容指導法(言葉)(2)、保育内容指導法(表現)(2)、障害児心理学(幼稚園)(2)、乳幼児心理学(2)、児童福祉Ⅱ(2)、乳児保育演習(2)、子どもの理解と援助(2)、家庭支援論(2)、障害児保育(2)、養護原理(2)、養護内容(2)、保育相談論(カウンセリングを含む。)(2)、子どもの食と栄養(2)、子どもの健康と安全(2)、子ども保健学Ⅱ(2)、子どもの表現Ⅰ(2)、子どもの表現Ⅱ(2)、保育実習指導Ⅰ(2)、保育実習指導Ⅱ(保育所)(2)、保育実習指導Ⅱ(施設)(2)、保育所実習Ⅰ(2)、保育所実習Ⅱ(2)、施設実習Ⅰ(2)、施設実習Ⅱ(2)、子育て支援演習(2)、音楽の基礎(2)、音楽(器楽)(2)、幼児と健康(2)、幼児と人間関係(2)、幼児と言葉(2)、幼児と表現(2)

基幹科目 (健康支援領域)

精神保健(2)、障害児心理学(養護教諭)(2)、学校保健学(2)、学校保健実習(1)、養護概説(2)、ヘルスカウンセリング(2)、ヘルスカウンセリング演習(1)、衛生・公衆衛生学(予防医学を含む。)(2)、栄養学(食品学を含む。)(2)、生理・解剖学(2)、薬理学Ⅰ(2)、薬理学Ⅱ(2)、看護学Ⅱ(2)、看護学実習Ⅰ(1)、看護学実習Ⅱ(1)、臨床実習Ⅰ(2)、臨床実習Ⅱ(1)、臨床医学(2)

卒業研究

卒業研究Ⅰ(2)、卒業研究Ⅱ(2)

教職関連科目

教職概論(幼稚園)(2)、教育原論(幼稚園)(2)、教育心理学(幼稚園)(2)、教育行政学(幼稚園)(2)、特別支援教育論(2)、教育方法・技術論(2)、保育・教職実践演習(2)、事前事後指導(幼稚園)(1)、教育実習Ⅰ(幼稚園)(2)、教育実習Ⅱ(幼稚園)(2)、教職概論(養護教諭)(2)、教育原論(養護教諭)(2)、教育心理学(養護教諭)(2)、教育行政学(養護教諭)(2)、教育課程論(2)、道徳・特別活動教育論(総合的な学習の時間を含む。)(2)、教育方法学(2)、生徒指導論(2)、教育相談論(2)、教職実践演習(養護教諭)(2)、事前事後指導(養護教諭)(1)、養護実習(3)

別表3 削除

別表4 削除

別表5 削除

別表6 削除

別表7 削除

別表8 削除

別表9 (第68条関係)

子ども健康学専攻教育課程 (62単位以上)

専門的科目

○子ども健康学特論Ⅰ(2)、○子ども健康学特論Ⅱ(2)、子ども健康学特論Ⅲ(2)、
○福祉学特論(2)、微生物学特論(2)、栄養学特論(2)、心理学特論(2)、○学校
保健学特論(2)、○教育学特論Ⅰ(2)、教育学特論Ⅱ(2)、教育学特論Ⅲ(2)、生
化学特論(2)、公衆衛生学特論(2)、衛生学特論(2)、○薬理学特論(2)、○看護
学特論Ⅰ(2)、看護学特論Ⅱ(2)、養護教育学特論(2)、○運動生理学特論(2)、
生涯教育学特論(2)、○医科学特別実習(1)、○基礎特別演習(1)、○修了研究
Ⅰ(2)、○修了研究Ⅱ(4)、○修了研究Ⅲ(4)

専門関連科目

芸術学特別演習Ⅰ(1)、芸術学特別演習Ⅱ(1)、○キャリアデザイン特別演習Ⅰ(1)、
キャリアデザイン特別演習Ⅱ(1)、教育情報学特論(2)

教職に関する専門教育科目

○教職特論(2)、教育基礎特論(2)、教育課程特論(2)、生徒指導特論(2)、教育
相談特論(2)、養護特別実習事前事後指導(1)、養護特別実習(2)

別表10 削除

別表11 削除

別表12 削除

別表13 (第58条関係)

○入学検定料

対象	金額
九州女子短期大学入学試験受験者	30,000 円
九州女子短期大学専攻科受験者	
大学入試センター試験利用入学試験受験者	15,000 円

- 1 第19条の規定により選抜試験を受験する者のうち、福原学園が設置する大学及び短期大学（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生の入学検定料については半額とし、福原学園が設置する高等学校（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生の入学検定料については、全額免除とする。
- 2 インターネット出願を利用した場合は、1 志願ごとに2,000円を減額する。ただし、

大学入試センター試験利用入学試験受験者については、1 志願ごとに5,000円を減額する。

○入学金及び授業料その他の学納金

学 科 名	入学金	授業料	教育充実費	施設設備資金	合計
子ども健康学科	210,000円	650,000円	20,000円	230,000円	1,110,000円
子ども健康学専攻	190,000円	534,000円	16,000円	122,000円	862,000円

- 1 第20条の規定により入学を許可された者のうち、
 - (1) 福原学園が設置する大学、短期大学（専攻科を含む。）及び高等学校（専攻科を含む。）の同窓生（卒業生）子女が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表金額の半額とする。
 - (2) 自由ヶ丘高等学校（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生で本学が実施する入学試験により入学を許可された場合の入学金については、全額免除とする。
 - (3) 自由ヶ丘高等学校（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生で本学が実施する入学試験のうち、専願入試により入学を許可された場合の授業料については、本表金額の半額とする。
 - (4) 自由ヶ丘高等学校（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生で併願入試により入学を許可された場合の施設設備資金については、全額免除とする。
 - (5) 福原学園が設置する大学及び短期大学（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生の入学金については、全額免除とする。
- 2 第57条及び第71条の規定により社会人特別入学を許可された者の入学金については、全額免除とし、授業料及び施設設備資金については、本表金額の3分の1の額とする。

別表14（第59条関係）

科 目 等 履 修 生	登録料	20,000円
	履修料 1 単位	10,000円
聴 講 生	登録料	10,000円
	聴講料 1 単位	5,000円
	実験実習費 1 単位	5,000円

- 1 本学専攻科の学生が、科目等履修生になった場合は、登録料及び履修料は免除する。ただし、教職専門科目の履修料は徴収する。